

# 廿日市市立小学校及び中学校の小規模特認校制度実施要綱

令和8年2月27日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域と連携して特色ある教育活動を推進する著しく小規模な市立小学校及び中学校において、保護者が学校を選択する機会の拡大と複式学級の回避・解消を図るため、廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、就学予定者及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）が市内全域から入学及び転入学（以下「入学等」という。）することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校の指定及び対象学年)

第2条 小規模特認校制度による入学等を認める学校（以下「小規模特認校」という。）は、廿日市市立津田小学校とする。

2 小規模特認校制度の対象となる学年は、全ての学年とする。

(対象者)

第3条 小規模特認校制度の対象者は、入学等を希望する小規模特認校の通学区域外に居住し、教育長が当該小規模特認校への入学等を適当と認める児童生徒等とする。

(募集人数)

第4条 小規模特認校の募集人数は、在籍する児童生徒数及び通学区域内から入学する予定の就学予定者数等を勘案し、毎年度、教育長が小規模特認校の校長と協議のうえ決定する。

(入学等の要件)

第5条 小規模特認校制度を利用して入学等するためには、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保護者が、小規模特認校の教育活動、PTA活動等を理解し、協力すること。
- (2) 保護者が、児童生徒を安全に通学させること。

(入学等の時期及び就学期間)

第6条 小規模特認校への入学等の時期は、毎年4月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の規定により小規模特認校への入学等が許可された児童生徒の数が、当該小規模特認校の募集人数に達していない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、年度中途の転入学を認めるものとする。

- (1) 年度中途に市外から転入する者が、小規模特認校への転入学を希望したとき。
- (2) 通学区域規則第3条の規定により指定された学校に入学等した者が小規模特認校への転入学を希望した場合において、教育長が適当と認めたとき。

3 小規模特認校に就学する期間は、原則として、卒業するまでとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(入学等の申請)

第7条 小規模特認校への入学等を希望する児童生徒等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校入学・転入学申請書（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前条第1項の規定により入学等する場合においては、前項の規定による申請は、教育長が定めた期間内に行うものとする。

3 前条第2項の規定により入学等する場合においては、第1項の規定による申請は、随時受け付けるものとする。

(入学等の許可等)

第8条 教育長は、前条の規定により入学等の申請があった場合、当該申請に係る小規模特認校の校長と協議し、適当であると認めたときは入学等を許可する。ただし、適当であると認めた児童生徒等の数が募集人数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により入学等を許可したときは、小規模特認校入学・転入学許可通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。
- 3 教育長は、小規模特認校制度による入学等を希望する児童生徒等及びその保護者が、第5条に規定する入学の要件を満たさないとき、又は第1項ただし書きの規定による抽選に外れたときは、入学等を許可しない。
- 4 教育長は、前項の規定により入学等を許可しないときは、小規模特認校入学・転入学不許可通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。  
（入学等の許可の取消し）

第9条 教育長は、小規模特認校への入学等を許可した後、申請書の記載内容が事実と異なることが判明したときは、入学等の許可を取り消すことができる。

- 2 教育長は、前項の規定により許可を取り消すときは、小規模特認校入学・転入学許可取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により入学等の許可を取り消された児童生徒等は、通学区域規則第3条の規定により指定された学校に入学等するものとする。  
（就学校の変更）

第10条 小規模特認校に入学等した後、児童生徒又は保護者の事情により当該小規模特認校へ通学することが困難となった場合、申請者は、就学校変更届出書（別記様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

- 2 小規模特認校への通学が困難となった児童生徒は、通学区域規則第3条の規定により指定された学校に転入学するものとする。  
（検証）

第11条 小規模特認校の校長は、毎年度、学校運営協議会において、通学区域外からの入学等の状況を共有し、必要に応じて通学区域外に居住する児童生徒等の入学等を促進するための対応を検討するものとする。

- 2 教育長は、小規模特認校に指定してから概ね5年経過した時点で、当該小規模特認校の学校運営協議会において効果を検証するものとする。
- 3 前項の規定により検証した結果、教育長が複式学級の解消が見込めないと判断したときは、入学等の募集を停止するものとする。  
（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
（準備行為）
- 2 第4条の規定による募集人数の決定、第7条の規定による入学等の申請及び第8条の規定による入学等の許可等並びにこれらに係る必要な手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。この場合において、令和8年3月31日までの間までに行う準備行為については、第4条及び第8条中「小規模特認校の校長」とあるのは「甘日市市立津田小学校の校長」とする。

年 月 日

廿日市市教育委員会教育長 様

保護者氏名

※ 本人が手書きしない場合は押印してください。

小規模特認校入学・転入学申請書

次のとおり小規模特認校への入学・転入学を申請します。

|  |   |                |       |
|--|---|----------------|-------|
| 住 所  | 〒 〇〇〇<br>廿日市市   | 保護者の<br>電話番号   |       |
| 入学等希望者<br>氏 名                                | ふりがな  |                |       |
| 生 年 月 日                                      | 年 月 日生  | 性 別            | 男 ・ 女 |
| 現在の指定学校                                      | 学校  | 現 在 の<br>学 年   | 第 学年  |
| 希 望 す る<br>小 規 模 特 認 校                       | 学校  | 入 学 等<br>希 望 日 | 年 月 日 |
| 保育園、幼稚園等                                     | ※ 申請時に未就学の場合に記入してください。  |                |       |
| 希 望 理 由                                      |   |                |       |
| 通 学 方 法                                      | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 公共交通機関<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  | 通学距離           | . km  |
| 申請に当たって<br>の 確 認 事 項<br>※ 確認されたら<br>☑してください。 | <b>【申請に当たって】</b><br><input type="checkbox"/> 入学等を希望する小規模特認校について、教育活動やPTA活動等について校長等から説明を受け、理解しました。<br><input type="checkbox"/> 通学の距離、時間、交通手段、安全性等を考慮した上で申請しました。<br><b>【入学後について】</b><br><input type="checkbox"/> 小規模特認校の教育活動、PTA活動等を理解し、協力します。<br><input type="checkbox"/> 保護者の責任において、子どもを安全に通学させます。<br><input type="checkbox"/> 卒業するまで通学します。 |                |       |

注1 希望者が募集人数を超えた場合、公開抽選を行います（日時は別途通知）。公開抽選に出席できない方は、教育委員会事務局職員が代理で抽選させていただきます。

2 申請内容が事実と異なることが判明したとき、又は申請時の確認事項を遵守されていないことが判明したときは、不許可としたり、許可を取り消したりすることがあります。

（元号） 年 月 日

様

廿日市市教育委員会教育長 ㊟

小規模特認校入学・転入学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への入学・転入学については、次のとおり決定したので通知します。

|                |  |                  |       |
|----------------|--|------------------|-------|
| 住 所            | 〒 ー<br>廿日市市  |                  |       |
| 入学等予定者氏名       | ふりがな   |                  |       |
| 生 年 月 日        | (元号) 年 月 日生  | 性 別              | 男 ・ 女 |
| 現在の指定学校        | 学校   | 現 在 の 学 年        | 第 学年  |
| 入学等を許可した小規模特認校 | 学校   | 小規模特認校に入学等する際の学年 | 第 学年  |
| 許 可 期 間        | (元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで  |                  |       |
| 許 可 要 件        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模特認校の教育活動、PTA活動等を理解し、協力してください。</li> <li>2 保護者の責任において、子どもを安全に通学させてください。</li> <li>3 卒業するまで通学させてください。</li> <li>4 入学等した後に、転居によって小規模特認校に通学できなくなった場合、就学校変更届出書を教育委員会事務局に提出してください。</li> </ol> |                  |       |
| 備 考            |  |                  |       |

(元号) 年 月 日

様

廿日市市教育委員会教育長 ㊟

## 小規模特認校入学・転入学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への入学・転入学については、次のとおり不許可としたので通知します。

|                |             |             |            |
|----------------|-------------|-------------|------------|
| 住 所            | 〒 ー<br>廿日市市 |             |            |
| 入学等希望者氏名       | ふりがな        |             |            |
| 生 年 月 日        | (元号) 年 月 日生 | 性 別         | 男 ・ 女      |
| 入学等を希望した小規模特認校 | 学校          | 入学等を希望した学年  | 第 学年       |
| この決定を受けての指定学校  | 学校          | 指定学校に入学等する日 | (元号) 年 月 日 |
| 不許可とした理由       |             |             |            |

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は廿日市市教育委員会となります。）、広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(元号) 年 月 日

様

廿日市市教育委員会教育長 ㊟

## 小規模特認校入学・転入学許可取消通知書

(元号) 年 月 日付けで許可した小規模特認校への入学・転入学について、次のとおり許可を取り消したので通知します。

|                         |             |                 |            |
|-------------------------|-------------|-----------------|------------|
| 住 所                     | 〒 ー<br>廿日市市 |                 |            |
| 児 童 生 徒<br>氏 名          | ふりがな        |                 |            |
|                         |             |                 |            |
| 生 年 月 日                 | (元号) 年 月 日生 | 性 別             | 男 ・ 女      |
| 許可を取り消した<br>小 規 模 特 認 校 | 学校          | 現在の<br>学 年      | 第 学年       |
| 許可取消し後の<br>指 定 学 校      | 学校          | 指定学校に<br>入学等する日 | (元号) 年 月 日 |
| 許可を取り消した理由              |             |                 |            |

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、廿日市市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、廿日市市を被告として（訴訟において廿日市市を代表する者は廿日市市教育委員会となります。）、広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提訴することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

廿日市市教育委員会教育長 様

保護者氏名

※ 本人が手書きしない場合は押印してください。

就学校変更届出書

就学校の変更について、次のとおり届け出ます。

|                    |             |                 |       |
|--------------------|-------------|-----------------|-------|
| 住 所                | 〒 ー<br>廿日市市 |                 |       |
| 児 童 生 徒<br>氏 名     | ふりがな        |                 |       |
|                    |             |                 |       |
| 生 年 月 日            | 年 月 日生      | 性 別             | 男 ・ 女 |
| 現在通学している<br>小規模特認校 | 学校          | 現在の<br>学 年      | 第 学年  |
| 転学予定の<br>指 定 学 校   | 学校          | 指定学校に<br>入学等する日 | 年 月 日 |
| 就学校を変更する理由         |             |                 |       |